

宮崎県き章・宮崎県旗使用承認要領

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県き章及び宮崎県旗が、正しく使用され、そのイメージが歪められることのないようにするため、県き章及び県旗を使用する際の基準、手続等を定める。

(承認基準)

第2条 使用承認の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 承認する場合

- ① 市町村など公共団体が公共的な目的のために使用する場合
- ② 使用目的が極めて公共的性格を有する場合
- ③ その他使用が適正であると認められる場合

(2) 承認しない場合

次の各号のいずれかに該当する場合は承認しない。

- ① 宮崎県のイメージを傷つけるおそれ又は正しい理解の妨げになるおそれのある場合
- ② 法令に違反し又は公序良俗に反するおそれがある場合
- ③ 主として自己の信用を高めるために使用するものであると認められる場合
- ④ 特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援する場合
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- ⑥ 使用することで、県の関与や奨励を誤解させるおそれがある場合
- ⑦ その他知事が不相当と認める場合

(手続)

第3条 使用を希望する者は、事前に秘書広報課広報戦略室に協議の上、宮崎県県き章・県旗使用申請書（別記様式）に必要な書類を添付して、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

附 則

この要領は、平成27年6月9日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から適用する。